

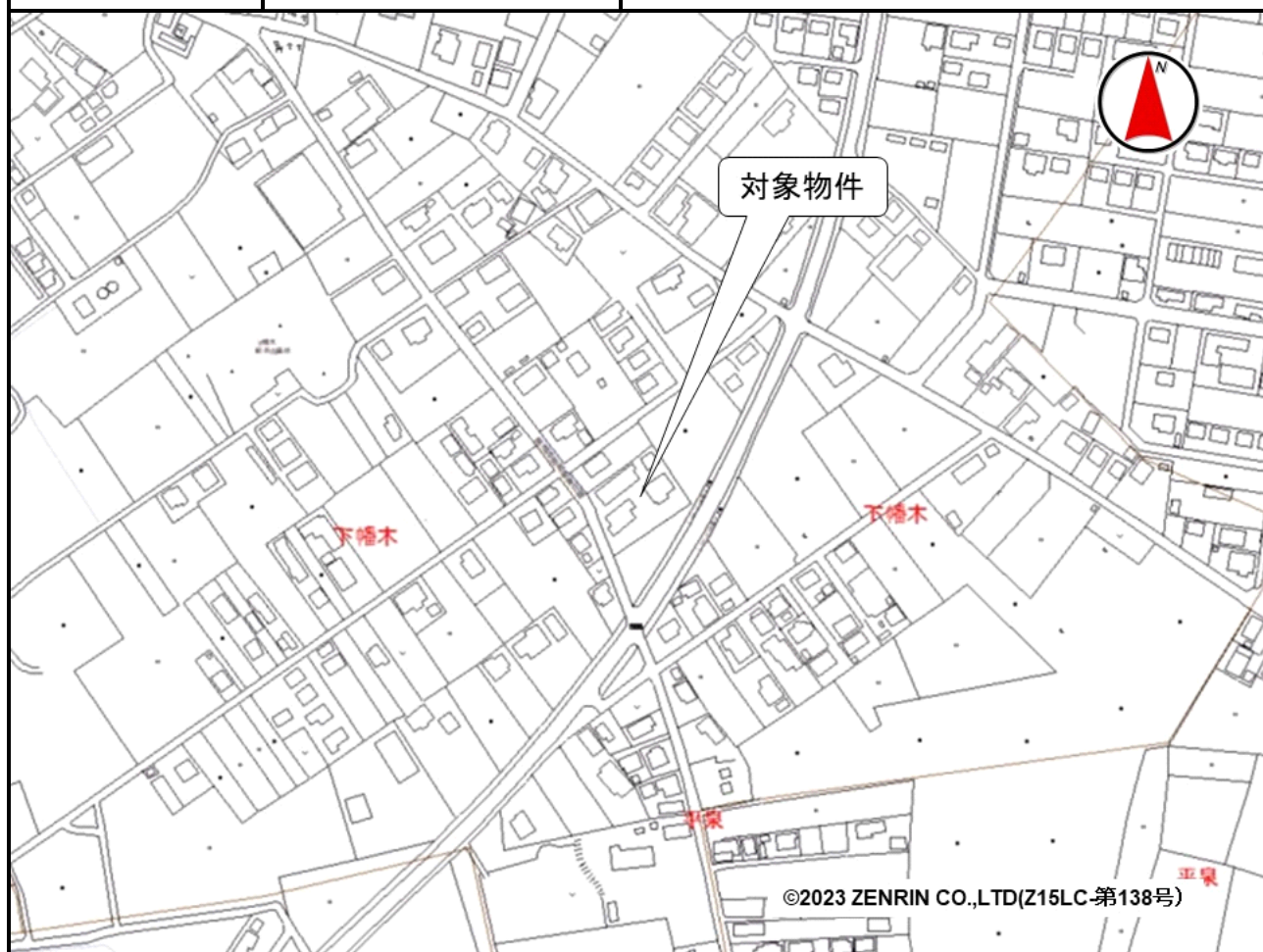
売却区分番号	1913-1		
見積価額	¥9,560,000	公売保証金	¥1,000,000
財産の表示	1 所在 地番 地目 地積 茨城県神栖市下幡木字三嶋 978番 宅地 694.00 平方メートル 2 所在 地番 地目 地積 茨城県神栖市下幡木字三嶋 979番1 雑種地 229 平方メートル 3 所在 地番 地目 地積 茨城県神栖市下幡木字三嶋 979番2 雑種地 999 平方メートル 4 所在 家屋番号 種類 構造 床面積 茨城県神栖市下幡木字三嶋 978番地 978番 作業所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 242.31 平方メートル 5 （主である建物の表示） 所在 家屋番号 種類 構造 床面積 茨城県神栖市下幡木字三嶋 979番地2 979番2 作業所 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 169.48 平方メートル （附属建物の表示） 符号 1		

売却区分番号	1913-1		
見積価額	¥9,560,000	公売保証金	¥1,000,000
	種類 作業所 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 39.78 平方メートル 6 所在 茨城県神栖市下幡木字三嶋 979番地2 家屋番号 979番2の2 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 123.24 平方メートル 2階 49.68 平方メートル 以上登記簿による表示		
間取り	-	駐車場の有無	-
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 200% 都市計画法第34条第11号区域 神栖市ハザードマップ（鰐川洪水想定浸水深0.5メートル未満）		
接道状況	南西側 幅員約7.2メートル 舗装県道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	対象物件1 対象物件4の敷地として使用されています。 対象物件2 対象物件3と一体利用されています。 庭石が複数設置されています。 電柱が設置されています。 対象物件3 対象物件5及び6の敷地として使用されています。 電柱が設置されています。 対象物件4 建築年月日不詳。 第三者Aが使用しています。 当該第三者Aの申立てによると、契約書の作成及び金銭の授受はありません。 対象物件5		

売却区分番号	1 9 1 3 - 1						
見 積 価 額	¥9, 5 6 0, 0 0 0	公 売 保 証 金	¥1, 0 0 0, 0 0 0				
	(主である建物) 昭和4 9 年頃建築。 外壁が損傷し、老朽化が進んでいます。 未登記の増築部分があります。 現況 約 187.55 平方メートル（増築部分を含む。） (符号1 の附属建物) 滅失しており、現存しません。 対象物件6 昭和5 4 年頃建築。 第三者Bが居住しています。 契約書の作成及び金銭の授受は不明です。						
管 理 状 況 等	-						
特 記 事 項	対象物件4、5 及び6 については、消費税法施行令第7 0 条の1 2 第5 項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、関東信越国税局が適格証明書を交付します。 見積価額に占める対象物件4、5 及び6 の価額の割合は7. 0 1 %です。						
一 括 換 価 に つ い て	対象物件は、国税徴収法第8 9 条第3 項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。 なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。 <table><tr><td>対象物件1 から3 （土地）</td><td>8, 8 9 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>対象物件4 から6 （建物）</td><td>6 7 0, 0 0 0 円</td></tr></table>			対象物件1 から3 （土地）	8, 8 9 0, 0 0 0 円	対象物件4 から6 （建物）	6 7 0, 0 0 0 円
対象物件1 から3 （土地）	8, 8 9 0, 0 0 0 円						
対象物件4 から6 （建物）	6 7 0, 0 0 0 円						
住 居 表 示 等	茨城県神栖市下幡木9 7 9 番地2						
最 寄 駅 等	J R（東日本） 鹿島線 延方駅 南東方約6. 0 キロメートル						
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。						
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。						

売却区分番号

1913-1



1 9 1 3 - 1



売却区分番号

1913-1

